

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和7年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和7年11月末現在)

令和7年度の本校のいじめの認知件数は、増加傾向にありますが、軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

「いたずら→いじわる→いじめ」小さな「い」が、大きな「い」につながることがないよう、児童の思いに寄り添いながら、丁寧に対応していきます。相手の気持ちを想像したり、気付いたりできる思いやりの心を育てるとともに、引き続き「いじめ見逃しぜロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。